外国為替取引における経済制裁措置等諸規制に関する留意事項

当行では、外国為替取引を行うにあたり、「外国為替及び外国貿易法」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に加え、「米国OFAC規制」等、国内外の諸規制等に該当しないことを確認しております。以下の留意事項を十分にお読みいただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

１．「外国為替及び外国貿易法」に基づく確認義務について

現在、日本では、国連安保理決議等を受けて、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」）に基づき様々な経済制裁措置を実施しています。この経済制裁措置の実効性を確保するため、当行を含む金融機関は、お客さまの外国送金や外国送金の受領等が当該措置に係るものではないか、外為法第17条の規定に基づき確認することが求められています。

■お客さまへのお願いとご留意いただきたい事項

- お取引の相手方、お取引の目的等の確認について
  - ・お取引の相手方（最終的な資金の受取人）、お取引相手の主な株主や取締役、並びにお取引の関係者の中に北朝鮮居住者等の規制対象者がいないことをご確認のうえ、その旨をご申告ください。
  - ・お取引の相手方との関係性やお取引の目的等をご申告いただくとともに、貿易取引の場合は具体的な商品名、原産地・船積地域・到着地（仕向港）、仲介貿易の該当有無等をご申告ください。
- 経済制裁措置関連規制に該当しない旨の申告について
  - ・お取引が外為法上の経済制裁措置関連規制（北朝鮮・イラン・ロシア関連規制等）に該当しないことをご確認のうえ、その旨をご申告ください（外為法に基づく諸規制は随時変更される可能性があるため、必ず最新の規制内容を財務省、経済産業省のホームページにてご確認ください）。
  - ・外為法に基づく経済制裁措置に該当するお取引は、当該取引を行うお客さまご自身が許可申請を行う必要があります。
- 確認資料のご提示について
  - ・お取引の内容によっては確認書類をご提示いただく場合や、確認させていただいた内容によっては、当行の判断によりお取引をお断りする場合があります。

外為法に基づく主な規制対象取引（2025年8月現在）（抜粋）

外為法で指定された資産凍結等経済制裁対象者との取引	
制裁対象者との取引規制	・外為法で指定されるテロリスト等の資産凍結等経済制裁対象者（以下、「制裁対象者」）との支払等（ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の 50%以上を直接所有する団体との支払を含む） ※なお、以下に該当する場合も規制対象となります ・直接又は間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む） ・制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等

北朝鮮・イラン関連規制	
貿易規制	・北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入又は仲介貿易取引 ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係る取引
資金使途規制	・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行なわれる取引 ・「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行なわれる取引
北朝鮮に対する支払の原則禁止措置	・北朝鮮に住所や居所を有する個人若しくは北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらのものにより実質的に支配されている法人等への支払
ロシア・ベラルーシ関連規制	
役務取引規制	・ロシア・ベラルーシの個人・法人等への特定技術の提供に関する取引 ・ロシア・ベラルーシの特定団体（外務省告示で指定する軍事団体）に対して行う技術の提供に関する取引 ・ロシア法人等への会計・監査、経営コンサルティング、建築、エンジニアリングに係る労務又は便益の提供に関する取引 ・ロシア法人等への信託業に係る労務又は便益の提供に関する取引 ・ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体（外務省告示で指定する団体）に対して行う技術の提供に関する取引
対外直接投資規制	・ロシアにおいて行われる事業、又はロシア法人等（ロシアの個人・法人等に実質的に支配されている法人等を含む）によりロシア以外で行われる事業に係る投資 ・本邦居住者が、他の本邦居住者又は非居住者と共同して設立する組合等によるロシアにおける事業活動に充てるための支払 ・本邦居住者が、ロシアの個人若しくは法人等（ロシアの個人・法人等に実質的に支配されている法人等を含む）と共同して設立する組合等のロシア以外で行われる事業活動に充てるための支払
原油・石油製品の上限価格に関する規制	・海上輸送されるロシア産原油又は石油製品の購入又はそれらの輸送に関連して、本邦居住者による非居住者への金銭の貸付及び債務の保証に関する支払等、又は信用状発行に関するもの（購入価格が上限価格を超える取引に限る）
証券取引規制	・ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡に関する取引 ・ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集（これに伴う労務又は便益の提供を含む）に関する取引 ・ロシアの特定銀行（当該銀行が株式総数/出資総額の 50%以上を直接所有する団体を含む）による、本邦における証券（償還期限の定めがある場合、30日超のものに限る）の発行又は募集（これに伴う労務又は便益の提供を含む）に関する取引
その他の規制	
対外直接投資規制	・漁業・皮革又は皮革製品の製造、武器の製造、武器製造関連設備の製造、麻薬等の製造に関連する組合等の、外国における事業活動に充てるための支払

２．「米国 OFAC規制」の遵守について

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・ 地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置（以下、「OFAC規制」）を講じています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が規制の適用となるものですが、本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

OFAC規制の趣旨を踏まえ、当行では下表のようなお取引は通貨を問わずお取り扱いしておりませんので、外国為替取引を行うにあたっては、これらに該当しないお取引であることを十分にご確認ください。

OFAC規制上の理由により当行でお取り扱いできない主なお取引（2025年8月現在）

■以下の①から④のいずれかに該当する取引（通貨問わず）
① お取引に直接的または間接的に関与する当事者（注1）の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれているお取引 ② 包括的制裁対象国等の政府（北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、ベネズエラ）やその政府の役職員が直接的または間接的に関与するお取引 ③ 以下に該当する個人や企業とのお取引 包括的制裁対象国・地域に居住している又は物理的に所在する個人 包括的制裁対象国・地域に住所がある又は本部がある企業 ④ 米国政府により特定されているテロリスト、麻薬取引者、多国籍犯罪組織、大量破壊兵器取引者及び核拡散防止上問題のある法人・個人等が直接的または間接的に関与するお取引 （注1）お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚／積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

※OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページにてご確認ください。
http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx

なお、お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼いただいたお取引が OFAC規制に該当する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認させていただき、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがあります。お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がありますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

また、OFAC規制により資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFACに対する凍結解除の申請等、しかるべきご対応をいただく必要がありますので、予めご承知おきください。

以 上